

9 都市農業の持続的発展を図るための対策の強化

提出先 財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

- 1 都市農業と関連する税制度の見直し
- 2 都市環境と共生する農業経営への支援

【提案内容】

項目1 都市農業の持続的発展を図るため、次の場合に相続税納税猶予制度の対象となるよう税制度の見直しを検討すること。

- (1) 市街化区域外農地及び生産緑地において、温室や畜舎などの農業用施設用地を相続する場合
- (2) 市街化区域外農地において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合
- (3) 生産緑地の貸借を行った場合（市民農園利用を含む）

項目2 都市農業経営の安定化を図るため、都市部の中小規模農家においても容易に導入できる農業用ロボットや、ICTによる高度な環境制御による生産技術の開発を行うとともに、普及を図るための支援策を講じること。

また、農薬飛散や臭気等といった住宅地に隣接することに起因する課題に対する対応策に係る費用や、都市住民に対する農業の理解促進に要する費用への必要な財源措置を講じるとともに、都市農業経営者が補助対象者となりやすい制度を構築すること。

【実現による効果】

相続税納税猶予制度の対象とする農用地を拡大することで経営の継承を容易にし、より多くの農用地を確保することで都市農業の持続的発展が可能になる。また、都市農業経営に対する支援策を拡充することで、農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成・確保に繋がる。

【提案理由】

平成27年4月に「都市農業振興基本法」が成立した。本法においては基本理念として、都市農業の多様な機能の発揮、良好な市街地形成における農との共存等が示されたほか、政府に対し、必要な税制上等の措置を講じるよう求めている。

本県においても、土地価格が高くて税負担が重いなど都市特有の課題があり、経営継承の妨げとなっている。農業生産の維持と多面的機能を有する都市農地の有効利用を図っていくためには、

相続税納税猶予制度の対象とする農用地の拡大が必要である。

また、T P Pの影響が懸念される中、都市農業における経営の安定化を図るには、農業技術の革新による生産性の向上や、都市住民の生活空間で生産活動を行うことによるコスト負担等への対応が必要である。

【本県での取組状況等】

1 都市農業と関連する税制度の見直し

本県では、神奈川県都市農業推進条例を策定し、地産地消の推進、担い手や農地確保、農業体験事業等による農業理解促進など、様々な取組により都市農業の持続的な発展に努めているが、地価が高いことから農業経営における税負担が大きく、特に経営継承時の相続税は大きな障害となっている。

- (1) 農業用施設用地（地価の高い本県においては、土地を高度に活用するための施設利用型農業経営の推進が必要不可欠であり、畜産経営においては基本的経営基盤として畜舎等施設整備が必須）

【本県の園芸施設を利用する販売農家戸数及び飼養経営体数】

園芸施設を利用する販売農家戸数	飼養経営体数	合計（対販売農家）
2,261戸	594戸	2,855戸(19.2%)

※市街化調整区域内の農業用施設用地については、平成12年度の「相続税財産評価に対する基本通達」の一部改正で一定の対応はされているが、市街化調整区域であっても本県の場合は地価が高いため、相続税納税猶予制度の対象拡大が望まれる。

- (2) 市民農園開設時（市民農園は都市住民のニーズが高く、農家による開設が増えている。防災、県土の保全及び保健休養の場など多面的機能を有する都市農地として有効利用を図っていくことが必要）

【本県内市民農園の直近の応募状況】（H27.3）

募集区画数	応募者数	不足区画数
5,799区画	7,902人	2,103区画

- (3) 生産緑地を貸借した場合（生産緑地を貸借した場合に相続税納税猶予制度の対象となることで、より農地を確保することが可能となる。）

【本県の実産緑地地区指定状況】（H26.12）

件数	面積（対市街化区域農地）
8,838箇所	1,380.3ha(46.7%)

2 都市環境と共生する農業経営への支援

本県では、農業用ロボットやICT温室について、平成27年度に関係者による「スマート農業普及推進研究会」を立ち上げ、本県におけるスマート農業の将来像や、実現に向けた推進方策などの検討を行っているが、導入にあたっては、価格や技術が中小規模経営に適合したものになっていない。また、本県都市農業は都市住民の近隣で営農される性質上、農薬飛散や臭気等の対策費用が必要となり、経営への負担が生じている。

【国に期待する具体的事例】

- (1) 都市部の中小規模農家でも、容易に導入できる安価なアシストスーツ等農業用ロボットや、ICTによる高度な環境制御による生産技術開発と、それらの普及を図るための支援策の構築。
- (2) 都市農業経営にあたっての農薬飛散、臭気、土ぼこりといった住宅地に隣接することに起因する課題に対する対応策にかかる費用や、都市住民の都市農業の理解促進に要する費用への財源措置を講じるとともに、都市農業経営者が補助対象者となりやすい制度の構築。

【都市農業特有のコスト例】

- ・都市住民に対する配慮（農薬・土ぼこり等の飛散防止、作業時間の制限、臭気対策等）
- ・農地の規模が小さく、集約化も難しい（都市的利用との混在化が進み小規模・分散しているため、規模拡大による生産性向上は難しく、移動時間のロスもある。）

（神奈川県担当課：環境農政局農政課、農業振興課、農地課、畜産課）